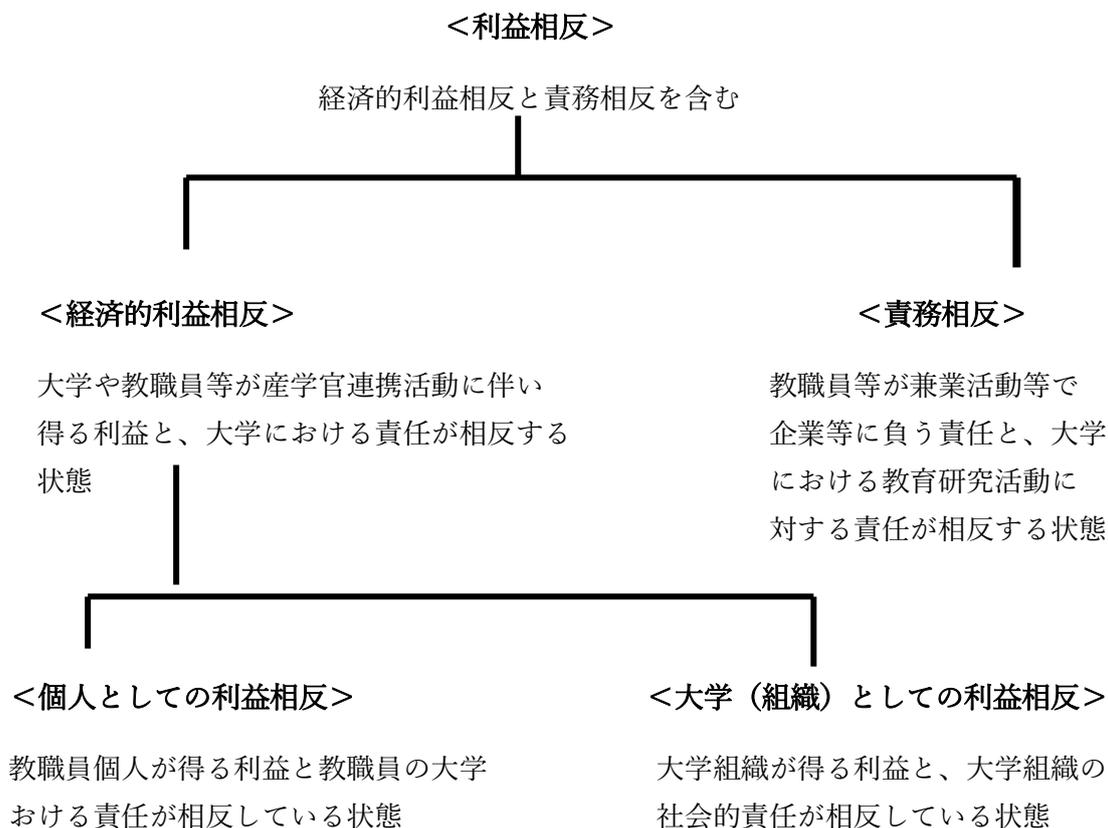


聖マリア学院大学 研究に係る利益相反マネジメントガイドブック

利益相反の定義

産学官連携活動を行う上で、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得ることや、特定の企業等に対して必要な範囲での責務を負うことが想定され、またそれは妥当なことである。ただ、一方で、教育・研究という使命をもつ大学と、営利や特定の公益を追求する企業等との立場の違いから、教職員が企業等との関係で有する利益や責務と、大学における責務とが衝突する状況が生じる場合がある。これが利益相反と呼ばれる状態である。



利益相反の具体例

ある研究者が、ある営利企業から多額の研究資金を得ているとする。研究者がその企業の製品が大変優れているというデータを示した論文を公表し、そのデータが虚偽の場合、企業の利益を考えた不正な論文ということになる。

この場合、研究者と企業の関係が利益相反状態、論文を公表する行為が利益相反行為となる。

利益相反の申告義務

利益相反が全て正しく申告されていれば、透明性が確保され、研究成果に対する信頼性も得られる。一方で利益相反の状態にあることを正しく申告せず、研究成果を公表した場合信頼性が損なわれることに繋がる。

正しく申告することで自分の立場と研究成果を守ることになる。

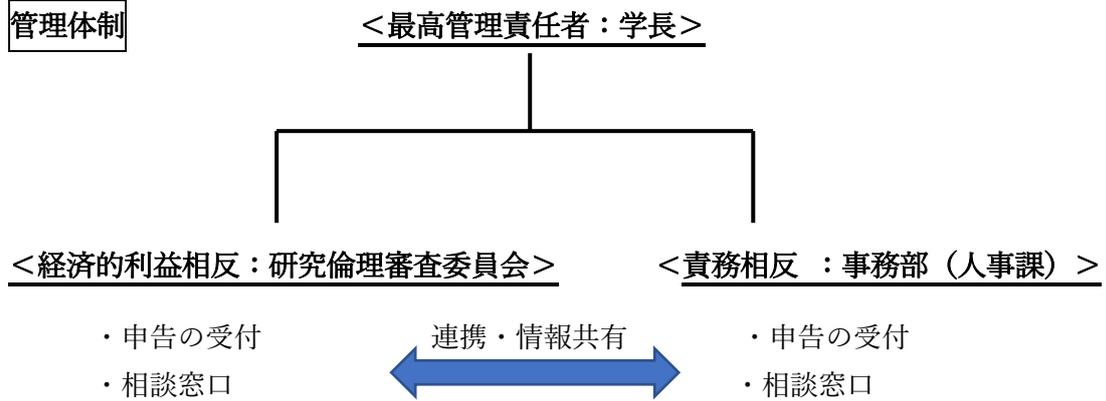
経済的利益相反の申告要領

- ・ 研究開始前に研究倫理審査委員会に所定の様式（様式 1-2 利益相反申告書）を用いて申告すること
- ・ 科学研究費助成事業等、国から配分される研究費については、利益相反申告の対象外となりますが、倫理審査申請書・研究計画書に助成を受けている旨明示すること
記載例>科学研究費助成事業の場合
本研究は、JSPS 科研費 JP 12K34567（8 桁の課題番号を記載）の助成を受けて実施する
- ・ 利益相反に関してリスクが懸念される場合は、研究倫理審査委員会へ相談すること

責務相反の申告要領

- ・ 「就業規則第 17 条第 9 号」および「教員の兼業について（申し合せ）」に則り、適宜申告すること
- ・ 責務相反に関してリスクが懸念される場合は、事務部（人事課）へ相談すること

管理体制



問い合わせ先

聖マリア学院大学 研究倫理審査委員会

利益相反申告書

(様式 1-2)

年 月 日 申告

研究課題名： _____

当該研究に係る、私及び私の親族（1 親等以内／配偶者、親、子）の利益相反に関する状況については、次のとおり相違ありません。 申告者名(署名)： _____ 印

所 属： _____

職 名： _____

*当該研究に係わる同一組織からの年間合計収入が下記金額を超える場合に、全ての企業名及び金額を記載する。

*年間合計収入は、申告日から起算して過去1年間の合計とする。

項目／金額等	該当	該当有の場合、全ての企業名及び金額
(1) 役員・顧問職 企業や営利を目的とした団体の役員・顧問職の有無とその報酬 ※企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職に就任しており、1つの企業・団体から年間100万円以上の報酬を受け取っている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(2) 株 株の保有と、その株式から得られる利益 ※1つの企業から過去1年間に支払われた株による利益（配当、売却益の合計）が100万円以上ある。あるいは、当該全株式の5%以上を保有している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(3) 特許使用料 企業や営利を目的とした団体より、特許権使用料として支払われた報酬 ※1つの企業・団体から過去1年間に支払われた特許権使用料・譲渡料が合計100万円以上ある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(4) 講演料など 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対して払われた日当（講演料等） ※1つの企業・団体からの過去1年間に支払われた講演料が合計50万円以上ある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(5) 原稿料など 企業や営利を目的とした団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料 ※1つの企業・団体から過去1年間に支払われた原稿料が合計50万円以上ある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(6) 研究費・助成金・寄附金など 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 ※1つの企業・団体から、1つの臨床研究等に対して過去1年間に支払われたが研究費が合計50万円以上ある。（奨学等を目的とする寄附金については、1つの企業・団体からの寄附金が合計200万円以上ある）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(7) その他の報酬 その他報酬（研究とは直接関係ない旅費、贈答品等） ※1つの企業・団体からの過去1年間に支払われた報酬が合計5万円以上ある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	